

福岡県スポーツ指導者協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、福岡県スポーツ指導者協議会（以下、「協議会」という。）という。

(事 務 所)

第2条 この協議会は、事務所を（公財）福岡県スポーツ協会内に置く。

(目的及び事業)

第3条 この協議会は、福岡県におけるスポーツ指導者相互の連絡調整を図り研修を深めるとともに、本県スポーツの振興並びに競技力の向上に寄与することを目的とする。

第4条 この協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ指導者の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) スポーツ指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) 公益財団法人福岡県スポーツ協会が行うスポーツに関する事業に協力すること。
- (4) その他、この協議会の目的達成に必要な事業を行うこと。

(会 員)

第5条 この協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会が公認した、原則として県内に居住するスポーツ指導者（年会費を納入したものに限り）をもって構成する。

(役 員)

第6条 この協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

第7条 前条に定める役員は、総会において会員の中から選出する。

第8条 会長は、この協議会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序でその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づき会務を処理する。
- 4 会計は、この会の会計を処理する。
- 5 監事は会計並びに業務を監査する。

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまで、なお、その職務を行う。

(会 議)

第10条 この協議会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、会員で構成、毎年1回会長が招集し、役員選出並びに、事業計画、予算、事業報告、決算及び会長が付議した事項を審議決定するか、あらかじめ理事会に委任することが出来る。

3 理事会は、会長が招集し、総会からの委任事項等について審議決定する。

4 会議の議長は、会長とする。

第11条 総会を招集する暇のない緊急を要する場合は、会長が専決することが出来る。

この場合はすみやかに理事会に報告しなければならない。

第12条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会 計)

第13条 この協議会の経費は次のとおりとする。

(1) 会費 1, 0 0 0 円 (年間)

(2) 補助金

(3) その他の収入

第14条 この協議会の経費は、会長が管理する。

第15条 この協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成する。

第16条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(規約の変更)

第17条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することが出来る。

第18条 この協議会の運営について必要な事項は、本規約に違反しない範囲内で理事会において別に定める。

附 則

1 この規約は、昭和54年9月22日から施行する。

2 この規約は、昭和60年3月30日一部改正、同日から施行する。

3 この規約は、平成5年4月1日一部改正、同日から施行する。

4 この規約は、平成7年2月5日一部改正、同日から施行する。

5 この規約は、令和3年9月30日一部改正、同日から施行する。

6 この規約は、令和6年6月23日一部改正、同日から施行する。